

下水道使用料改定のお知らせ

令和7年4月1日使用分から、下水道使用料を約28%引き上げます。

本市の下水道使用料改定の背景と理由

- 節水機器の普及や人口減少により、年々、本市の下水道使用水量が減少しており、下水道使用料収入の減少が今後も見込まれています。
(令和5年度決算→令和11年度試算で0.8億円の減収の見込みです。)
- 下水道施設の老朽化や物価上昇等による維持管理費の増加も見込まれています。
(流域維持管理負担金で令和5年度決算→令和11年度試算で+0.6億円の見込みです。)

その結果、令和7年度～11年度の5年間で支出に対して、経費を削減しても
約10億円の収入不足が見込まれております。

下水道使用料を値上げしないと、安定した持続的な下水道サービスの提供に支障をきたしますのでご理解願います。



改定後の下水道使用料

□ 下水道使用料の料金表【税抜(2ヶ月)】

料金区分	使用水量 (m^3)			使用料(円)
基本料金	0 m^3 から			1,800
超過料金 (1 m^3 あたり)	1	～	16	27
	17	～	40	115
	41	～	60	196
	61	～	80	214
	81	～	100	226
	101	～	200	236
	201	～	1,000	294
	1,001	～	2,000	330
	2,001	～		352

【2か月あたり40 m^3 使用時の計算方法】

$$1 \quad \text{基本料金} = 1,800 \text{円}$$

$$2 \quad 27 \text{円} \times 16 \text{m}^3 = 432 \text{円}$$

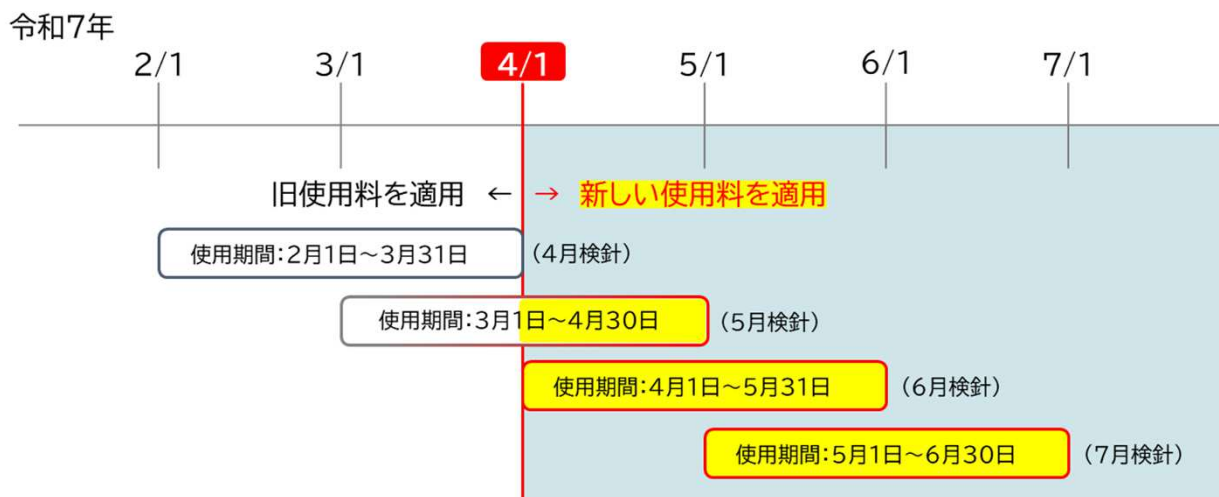
$$3 \quad 115 \text{円} \times (40 \text{m}^3 - 16 \text{m}^3) = 2,760 \text{円}$$

$$1 + 2 + 3 = 4,992 \text{円}$$

$$4,992 \text{円} + \text{消費税相当額 } 10\%$$

$$= 5,491 \text{円 (小数点以下切捨て)}$$

改定後の下水道使用料の徴収時期について



使用料の検針は、2ヶ月ごとに行います。(地域により偶数月または奇数月で異なります。)

4月検針分: 2月及び3月使用分→旧使用料で計算・請求されます。

5月検針分: 3月及び4月使用分→3月分は旧使用料、4月分は新使用料で計算・請求されます。

6月検針分: 4月及び5月使用分→新使用料で計算・請求されます。

7月検針分: 5月及び6月使用分→新使用料で計算・請求されます。

改定後の下水道使用料の例

使用水量 2ヶ月あたり	20m ³	40m ³	80m ³	200m ³	2,000m ³
(例えば)	 2人家族	 3人家族	 4人家族	 スーパーマーケット	 工場
現行使用料 ～令和7年3月31日	1,980円	4,444円	10,802円	33,814円	489,214円
改定後使用料 令和7年4月1日～	2,961円	5,491円	14,511円	45,443円	667,163円
差額	+981円	+1,047円	+3,709円	+11,629円	+177,949円

- 表中は2ヶ月あたりの金額です。
- 表の金額には、水道料金が含まれません。(別途水道料金がかかります。)
- 詳細については、市ホームページの下水道使用料早見表をご覧ください。

下水道使用料に関する問合せ先